

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		長期所有の土地の譲渡等がある場合の特別税率に係る優良宅地の認定（法人・長期）
根拠法令及び条項		租税特別措置法第62条の3第4項第14号ハ
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審	関係条項	（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
査		租税特別措置法第62条の3 4 第1項の規定は、法人が、平成4年1月1日から平成28年12月31日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第8項まで及び第10項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。 (14) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第7項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。第7項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第6号から第8号まで若しくは第12号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）
基		ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであること
準		

		<p>について政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。</p>
	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)</p>
	<p>参考事項</p>	
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>標準処理期間 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)</p>
	<p>設定等年月日</p>	<p>平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)</p>